



長崎県公報

目 次

- | | |
|-------------------|-----------|
| ◎ 告 示 | 所管課(室)名 |
| ・競争入札の参加者の資格等(2件) | 漁 業 取 締 室 |
| ◎ 公 告 | |
| ・一般競争入札の実施 | 漁 業 取 締 室 |

告 示

長崎県告示第210号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年3月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類等

調達する物品の種類等は、次のとおりとする。

- ア 調達件名 4漁取第44号 長崎県漁業取締船建造工事 1式
- イ 調達物品 漁業取締船
- ウ 数 量 1隻

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年4月7日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、有効期間が満了する日の属する年度の7月に実施する「県が発注す

る物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第211号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年3月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類等

調達する物品の種類等は、次のとおりとする。

- ア 調達件名 4漁取第44号 長崎県漁業取締船建造工事 1式
- イ 調達物品 漁業取締船
- ウ 数 量 1隻

2 入札参加資格

令和5年度に長崎県が発注する建造工事に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた漁業取締船建造工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体に必要な資格要件

共同企業体は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 経営の形態は共同施工方式であること。
- ウ 構成企業数は2企業であること。ただし、各構成員は、建造工事に係る他の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 構成員の出資比率の最小限度が30パーセントであること。
- オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。
- カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。
 - a 本件に係る契約の相手方となった場合は、本建造工事の請負契約の履行後3か月以上
 - b 本件に係る契約の相手方とならなかった場合は、同請負契約締結の日まで

(2) 全ての構成員に必要な資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ている者で、営業品目が告示の品目区分表の「車両・船舶類」のうち、品目が「船舶」又は「船舶修理」のいずれかであること。

エ この公告の日から本件の契約に係る長崎県議会の議決の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出期限の日及び落札決定の日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けた事実がある者でないこと。

カ 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け、更正計画又は再生計画の認可が決定された者で、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理された者を除く。）でないこと。

キ この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明かである者でないこと。

(3) 代表構成員に必要な資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 長崎県漁業取締船建造工事共同企業体取扱要領（以下「取扱要領」という。）（様式2）に定める競争参加資格確認申請書及び関係資料（以下「確認申請書等」という。）の提出期限の日までに、総トン数45トン以上であって最高速力33ノット以上の軽合金製の漁業取締船の建造実績若しくは近海区域を航行できる総トン数45トン以上であって最高速力33ノット以上の軽合金製の船舶の建造実績を有すること。なお、建造実績とは、漁業取締船若しくは船舶の建造に関して、自らが相手方と書面による契約を締結し、納入した実績又は共同企業体の構成員として契約を締結し、納入した実績をいう（以下同じ。）。

イ 確認申請書等の提出期限の日までに、今回の建造工事に係る漁業取締船に関する契約不適合責任に伴う修補のため、工事完成確認書による引渡しの日から1年間、長崎県内において浮ドックを使用した保守及び上架修理を行う体制が代理店契約や業務提携契約等により整備されていること。

(4) その他の構成員に必要な資格要件

その他の構成員は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 確認申請書等の提出期限の日までに、総トン数45トン以上の軽合金製の船舶の建造実績若しくは上架修理実績を有すること。なお、上架修理実績とは、船舶の修理に関して、自らが船舶所有者又は使用者と書面による契約を締結し、上架施設を使用した修理を履行した実績をいう。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(2)のウに掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年4月7日 午後5時

4 競争参加資格の確認

(1) 入札参加を希望する共同企業体（以下「入札参加希望者」という。）は、確認申請書等を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争参加資格の確認結果は、競争参加資格確認通知書（取扱要領 様式3）により申請者あて通知し、落札者が決定するまで公表しない。

また、確認申請書等の提出期限までに確認申請書等を提出しない共同企業体及び競争参加資格がないと認められた共同企業体は、入札に参加することができない。

(2) 競争参加資格の確認を受けるため提出する確認申請書等は、次に掲げる書類とする。

ア 漁業取締船建造工事共同企業体協定書（取扱要領 様式1）の写し

イ 競争参加資格確認申請書（取扱要領 様式2）

ウ 建造工事計画書

エ 2の(3)に掲げる資格要件を証明する書類

- オ 2の(4)に掲げる資格要件を証明する書類
- (3) 確認申請書等の提出場所及び提出期限等
(住所) 〒851-2213 長崎市多以良町1551-4
(名称) 長崎県水産部漁業取締室
(電話) 095-860-1135
(提出期限) 令和5年4月21日 午後5時
(提出方法) 直接持参又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと)で行う。
- (4) その他
ア 提出部数は、2部とし、うち1部は受付後返却する。
イ 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
ウ 長崎県は、確認申請書等の内容を公表又は無断で他の用途に使用しない。
エ 確認申請書等は、受付後1部返却したものを除き、返却しない。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
(1) 競争参加資格の有効期間
競争参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を確認した日から令和6年6月28日までとする。
(2) 有効期間の更新手続
更新手続しない

公 告

一般競争入札の実施(公告)

物品の製造について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達件名及び数量
ア 工事番号 4 漁取第44号
イ 工事名 長崎県漁業取締船建造工事
ウ 数量 1 式
- (2) 調達する物品及び数量
漁業取締船 1 隻
- (3) 調達物品の特質等
ア 船質 軽合金製
イ 長さ(船体) 30.5メートル
ウ 幅(型) 5.9メートル
エ 深さ(型) 2.9メートル
オ 計画満載喫水(型) 1.05メートル
カ 計画総トン数 86トン
キ 計画最高速力 35ノット以上(毎時)
ク 最大搭載人員 15名
ケ その他の特質等 入札説明書による
- (4) 納入期限 令和6年6月28日まで
- (5) 納入場所 長崎県長崎市多以良町 新長崎漁港
- (6) 入札の方法
ア 入札しようとする者は、入札書を作成し、所定の入札用封筒に封かんのうえ、長崎県漁業取締船建造工事(以下「建造工事」という。)に係る競争参加資格確認通知書の写しとともに表封筒に入れ、直接持参又は書留郵便により提出すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格

とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式によること。

(7) 最低制限価格

設けない。

(8) 低入札価格調査制度

適用しない。

(9) 契約の方法

本契約は議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。

2 入札参加資格

令和5年度に長崎県が発注する長崎県漁業取締船建造工事に係る令和5年3月17日付けの競争入札の参加者の資格等の告示に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた漁業取締船建造工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒851-2213 長崎市多以良町1551-4

（名称）長崎県水産部漁業取締室

（電話）095-860-1135

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和5年4月21日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

（場所）3の部局とする。

（方法）入札説明書の交付の請求は、直接又は郵便で行うこととし、このほかの方法及び期間以降の請求は受け付けない。なお、郵便による交付を請求する場合は、簡易書留郵便料金710円相当の切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を同封し、3の部局に対し、期間内必着となるよう請求すること。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 長崎県水産部漁業取締室

(2) 受領期限 令和5年5月11日 午後5時

(3) 提出方法 直接持参又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと）で行う。

8 開札の日時及び場所

（場所）長崎県総合水産試験場本館1階研修室

（日時）令和5年5月12日 午前10時開始

（注意事項）

ア 第1回目の開札で、落札者が決定しない場合、入札者立会いのもとに、再度、再々度の入札を行う。

なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。

イ 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札並びに再入札及び再々入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が、本県若

しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約と規模をほぼ同じくする船舶の建造又は修理に係る契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約と規模をほぼ同じくする船舶の建造又は修理に係る契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 建造工事代金の支払条件

(1) 前払金は、連帯保証人のある場合に限り請負代金額の10分の4を超えない範囲内の金額とする。

(2) 部分払金は、各会計年度において3回を超えないものとする。

(3) 完成払金は、完成払請求書を受領した日から30日以内に支払う。

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、当該共同企業体を構成する全ての構成員から代理人への委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(15) 競争参加資格を有する当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員が、本契約に係る長崎県議会の議決の日までの間において、令和5年度に長崎県が発注する長崎県漁業取締船建造工事に係る令和5年3月17日付けの競争入札の参加者の資格等の告示に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から本件の契約に係る長崎県議会の議決の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定

を取り消すこととする。

- (2) 落札者が落札決定から本件の契約に係る長崎県議会の議決の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 本契約は議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Fisheries Patrol Vessel (1)
- (2) Delivery period : 28 June 2024
- (3) Delivery place : New Nagasaki Fisheries Port (Nagasaki City)
- (4) Time-limit for tender : 5:00 p.m. 11 May 2023
- (5) Date and time for the opening of tender : 10:00 a.m. 12 May 2023
- (6) Point of Contact : 1551-4 Taira-machi, Nagasaki, 851-2213 JAPAN
Fisheries Control Office, Fisheries Department, Nagasaki Prefectural Government
TEL. 095-860-1135

発行者
長崎県
長崎県
尾上町三番一
号

電話代表
直通(八二四)
(八九五)一
一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎県
弥生町八番三十
号

株式会社
永泰
岩永印刷所